

# 北高森自主防災会防災計画

## 1 目的

適用 平成29年4月23日

この計画は、北高森自主防災会規約第13条に基づき、地震災害及び風水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

## 2 計画事項

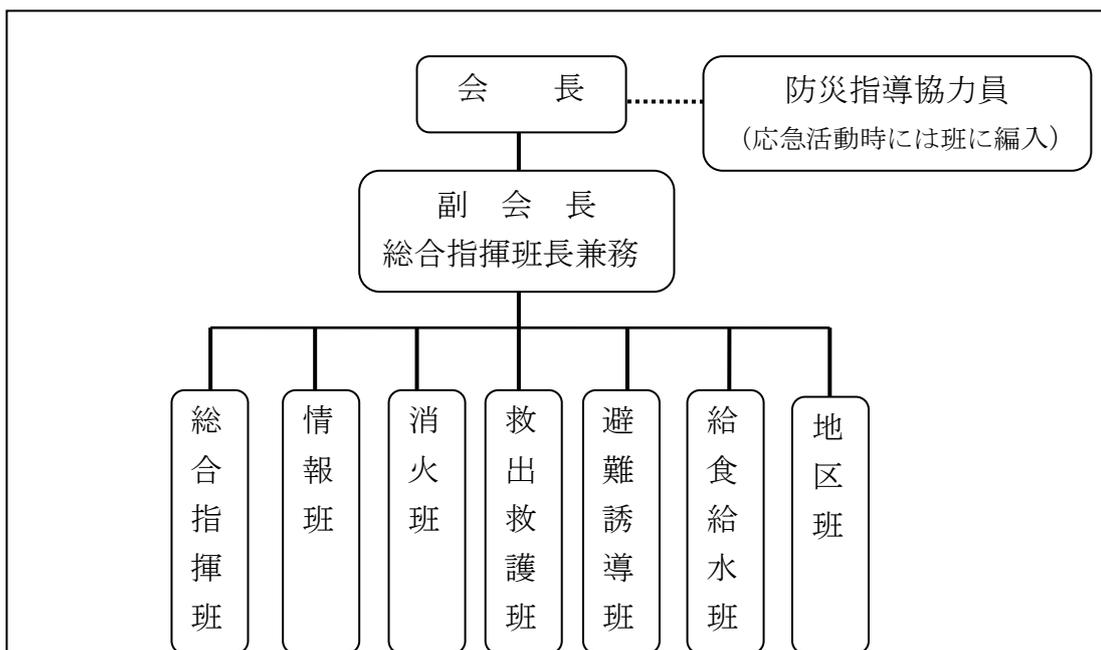
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の組織編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 地域の災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 出火防止及び初期消火に関する事。
- (7) 救出・救護に関する事。
- (8) 避難誘導に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事。
- (10) 災害時要援護者対策に関する事。
- (11) 防災資機材等の整備及び管理に関する事。
- (12) 地震予知情報の発令時における対策に関する事。

## 3 自主防災会の組織編成及び任務分担

### (1) 組織の編成

北高森自主防災会の組織編成は、次のとおりとし、班長及び副班長等は、毎年度当初に自主防災会長が指名する。



## (2) 災害発生時の活動概要

区 分	災害発生時の活動
総合指揮班 情報班 (災害警戒本部) (災害対策本部)	<p>会長、副会長及び各班長等が児童館に集まり、本部を設置して情報収集すると共に災害拡大予防に努める。</p> <p>状況により避難場所になる緑台小学校に本部を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 班ごとの任務割り振り、活動内容の決定</li> <li>② 災害情報の収集、住民への伝達</li> <li>③ 住民の安否情報等の集約</li> <li>④ 各班の活動状況の把握と記録</li> <li>⑤ 市などの防災機関への連絡</li> </ol>
消火班	<p>迅速に初期消火を行い、災害の拡大を防ぐ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地震時の初期消火</li> <li>② 地震発生後、ガス、電気の切断を住民に徹底</li> </ol>
救出救護班	<p>大災害で多数発生する負傷者や病人に対して、できる範囲で応急手当や救助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 危険箇所のパトロール</li> <li>② 倒壊家屋の下敷きになった人の救出</li> <li>③ 負傷者の応急手当の実施及び搬送</li> </ol>
避難誘導班	<p>住民の安否確認を行うと共に安全確実に避難誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 要支援者の避難誘導、避難支援</li> <li>② 住民の安否確認、避難誘導</li> </ol>
給食給水班	<p>救援物資が到着するまで、防災備蓄倉庫内の食糧及び自家持ち寄りなどの食材で炊き出しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自主防災会等災害対応従事者への炊き出し</li> <li>② 避難者への食糧や飲料水の調達、調理、配給</li> </ol>

## (3) 災害警戒本部又は災害対策本部の設置

基本的に、次の事象が生じたときは、会長、副会長、総合指揮班及び情報班は、自主的に児童館又は緑台小学校に集まり、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、情報の収集を行う。

※ 地震の場合は、震度5弱以上又は東海地震予知情報の発表

風水害の場合は、土砂災害警戒情報の発表

なお、各班の初期段階の防災行動は、別に定める「北高森自主防災会初動活動マニュアル」に定めるところによる。

#### 4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

##### (1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること
- ② 地震、風水害及び火災等についての知識に関すること
- ③ 風水害時等の早期避難に関すること
- ④ 各家庭における住宅の耐震化及び家具の転倒防止に関すること
- ⑤ 各家庭における食料等の備蓄に関すること
- ⑥ その他防災に関すること

##### (2) 普及・啓発の方法

- ① 自治会だより、チラシ等の配布
- ② 防災相談会、防災訓練会等の開催
- ③ その他市役所、消防署と連携した啓発活動

##### (3) 実施時期

- ① 防災諸行事が行われるとき
- ② その他自治会の催し物に付随する形式で随時

#### 5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。  
また、それらを地図に記載し自治会内で情報共有する。

##### (1) 把握事項

- ① 土砂災害警戒区域、その他自主防災会が危険と判断される区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

##### (2) 把握の方法

- ① 伊勢原市の防災対策  
(地域防災計画、地震防災強化計画、防災対策の概要等)
- ② 伊勢原市地震防災マップ、伊勢原市風水害ハザードマップ
- ③ 班員による自治会内の踏査
- ④ 自治会のお年寄りからの聞き取り

#### 6 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、個別訓練、総合訓練及び図上訓練により次により防災訓練を実施する。

##### (1) 訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練

- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難・誘導訓練
- ⑤ 給食・給水訓練

## (2) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練実施時期は、原則として、防災関係諸行事が行われる時期とする。
- ② 訓練実施回数は、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

## 7 情報の収集・伝達

総合指揮班及び情報班を中心に、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

### (1) 情報の収集・伝達

自治会内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

### (2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、インターネット、伝令等による。

## 8 出火防止及び初期消火

### (1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備を行う。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

### (2) 初期消火活動

消火班は、地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火するよう努める。

## 9 救出・救護

### (1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に協力する。

### (2) 医療機関又は災害時医療救護所への搬送

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、医療機関又は防災関係機関の設置する災害時医療救護所となる成瀬中学校等に搬

送する。

### (3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を要するものであると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

## 10 避難誘導

避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令による避難若しくは住民の自主避難にあたり、次のとおり避難誘導等を行う。

### (1) 避難行動要支援者の支援

会長は、市長が避難準備情報を発令したとき又は必要であると認めるときは、避難誘導班に対し避難行動要支援者の避難支援を指示する。

避難誘導班は、緊急の場合は、会長の指示がなくても避難支援を行う。

### (2) 避難誘導の指示

会長は、市長が避難勧告及び避難指示等を発令したとき、又は必要であると認めるときは、避難誘導班に対し住民の避難誘導を指示する。

### (3) 避難経路及び避難誘導

避難誘導班は、避難誘導の指示を受けたときは、災害に応じて予め設定した避難経路により、住民を緑台小学校に誘導する。ただし、避難経路の障害及び避難所の使用障害等により、使用できない場合があることに備え、平時から複数のルート、児童館などの代替避難所を想定し、住民に周知するものとする。

## 11 給食・給水

給食給水班は、救援物資が到着するまで、防災備蓄倉庫内の食糧及び自家持ち寄りなどの食材で炊き出しを行う。

また、災害対応従事者が活動を開始した場合は、これの後方支援を行う。

## 12 避難行動要支援者対策

### (1) 災害時要援護者の把握

日頃から民生委員・児童委員等と連携し、災害時要援護者と個別支援者の把握に努め、緊急時の避難方法等協議しておく。

### (2) 平常時における見守り体制の促進

平常時から、要支援者に対する声かけ運動を展開するなど、個別支援者を中心とした見守り活動を行う。

### (3) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し災害発生時に反映させる。

### 13 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

#### (1) 配備計画

区 分	品 名
共通 情報収集・伝達用	本部用旗、班別ベスト、ヘルメット 移動式放送設備、携帯電話機用充電器等 ハンドマイク、携帯用無線機、ビニールシート 携帯ラジオ等、その他
初期消火用	消火器、水バケツ等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ チェーンソー、エンジンカッター、斧、一輪車 単管パイプ、角材、防塵マスク等、その他
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、リヤカー 三角巾、その他
避難用	強力ライト、ハンドマイク、ロープ、警笛 投光器、発電機、燃料等、その他
給食・給水用	コンロ、給水タンク、大なべ、炊飯器、食器 その他

#### (2) 定期点検

防災の日（9月1日）を全資機材の点検日とする。

### 14 地震予知情報発令に伴う対策

予知情報に伴う対策は次のとおりとする。

- ① 火気使用の制限
- ② 自動車の運行の制限
- ③ 危険な作業の自主的制限
- ④ 消火の準備
- ⑤ 食糧、医薬品等の確保

### 15 防災計画の適用

この防災計画は平成 29 年 4 月 23 日から適用する。

添付資料

北高森自主防災会の組織編成と指名された班長及び副班長等

平成 29 年度版

総括指揮 関野 裕※

班名	班長・副班長等	日常の役割	災害時の役割
総合 指揮班	班長 山崎利幸※ 副班長 防災指導協力員 森 武 防災指導協力員 田中広吉※	・全体調整 ・他機関との連絡調整 ・災害時要援護者の把握	・全体調整、各班の指揮 ・災害対策本部等の設置 ・他機関との連絡調整 ・被害、避難状況の全体把握
情報班	班長 栢沼 満 副班長 松永 健※ 防災指導協力員 谷川廣幸 防災指導協力員	・住民情報の収集 ・危険個所の把握 ・広報活動	・災害状況等の把握、伝達 ・報告活動
消火班	班長 今井 登※ 副班長 志村俊夫 防災指導協力員 岩松公平	・器具点検 ・防火広報	・初期消火活動
救出 救護班	班長 石川謙二※ 副班長 丸山幸治 防災指導協力員 斉藤英典	・資機材調達、整備	・負傷者等の救出、救護活動
避難 誘導班	班長 井上利雄 副班長 坂井和代※ 防災指導協力員 斉藤 昇	・緊急時集合場所等の把握と標識点検	・住民の避難誘導活動
給食 給水班	班長 長根奈穂子 副班長 黒澤隆行 防災指導協力員	・器具の点検	・水、食糧等の配分 ・炊き出し等の給食、給水活動
地区班	班長 各地区委員	・本部との連絡調整	・地区内の被害情報安否情報の収集伝達、初期消火、負傷者等の救出救護、避難誘導活動等

備考

※印は伊勢原市が開催した「自主防災リーダー研修」修了者（予定を含む）